

第1回平和祈念資料展示室あり方検討委員会 議事要旨

- 1 開催日時 令和8年7月2日（木） 午前10時から午前11時5分
- 2 開催場所 宮崎県防災庁舎2階プレスルーム大（共用会議室2-1）
- 3 出席者 （委員） 吉田 秀樹 佐多 能成 廣池 修次
 竹村 新吾 鎌田 伸次 杣木 郁朗
 渡辺 一弘 常盤 泰代
 （事務局） 津嘉山 貴裕 長谷 恵美子 春田 拓志
 布施 朋哉

4 あり方検討委員会

（1）開会

事務局が開会を宣言した。

（2）あいさつ

宮崎県福祉保健部長 小牧 直裕

（3）委員紹介

事務局が委員を紹介した。

（4）議事

① 現状と課題について

【事務局による説明】

- ・現在の平和祈念資料展示室は、平成13年に遺族会館へ設置され約300点の資料が展示されている。大型バスが入れない立地や、展示スペースの狭さが最大の課題である。
- ・県遺族連合会が展示室の運営を行っているが、遺族会館の整理が予定されていることから、移設を含め今後の方向性などを検討していく必要がある。
- ・令和7年9月議会での請願採択を受け、県としても重く受け止めている。

- ・委員会の設置目的は、宮崎県平和祈念資料展示室の移設を含めた今後の方向性や将来像、新たな施設や展示の具体的内容等の展示室の諸問題について検討することである。
- ・本委員会における検討内容案は、「コンセプトについて」「移設について」「展示内容・活用について」の3点である。

【委員からの意見】

- ・検討内容として、かなり広い内容になっているので、細かいことは含まれているのではないかと思う。

- ・委員会の検討内容案について、全会一致で決定。
- ・本日の意見交換については、コンセプトと移設についての2つに絞ることを全会一致で決定。

② コンセプト案について

【事務局による説明】

- ・コンセプト案を「戦争の記憶を風化させないために、若い世代をはじめ広く県民に対して平和の尊さを伝えていく」とする旨及びその背景を説明。
- ・コンセプト案における3つの意義である「戦争体験の継承＋平和学習」「遺族＋県民全体」「追悼＋発信」について説明。

【委員からの意見】

- ・博物館の大きなテーマのひとつとして、収集した資料の活用についての重要性を県民にしっかり理解いただき次世代につなげていくことがある。また、地域とのつながりを意識した取り組み——遺品だけではなく人もつなげていくことが大事だと考えている。平和祈念資料展示室のコンセプトもそうした面を含んでいると考えている。
- ・平和祈念資料展示室を一周したときに「平和って大事だよね」という感動を感じられる資料館でなければならないと思っている。
- ・現在の平和祈念資料展示室は少し狭いので広めに、また、展示室内子どもたちへ話しができれば平和学習として非常に有効だと考えている。
- ・平和学習の意義といったところがほかの資料館とは違う点。教育委員会との連携が重要になってくる。県総合博物館とのすみわけあるいは連携を踏まえたうえで

議論を進めていくべきと考えている。こうした意味でも、コンセプトの3つの意義は比較的わかりやすく整理されていると思う。

- ・コンセプトについては、事務局が提示した内容を軸に県に検討いただくことで、全会一致で決定。

③ 移設について

【事務局による説明】

○移設先の比較検討

- ・資料の比較検討表をもとに、「県有施設」「民間施設」「新設」という3つの方向性から、5つの候補地について説明。
- ・県有施設については、賃料負担がなく運営コストを最小化できる点や県庁駐車場を利用することで教育旅行等の大型バスも受け入れやすいというメリットがある一方、県庁5号館は文化財保護の観点から展示方法に制限が出る可能性があること、県庁9号館については「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」関係で移設時期が令和10年度以降になるデメリットもある。
- ・民間施設については、早期移設が可能だが継続的な賃料が発生することが課題となる。
- ・新設については、理想的な環境を構築できるものの、膨大なコストと数年単位の期間を要することが課題となる。
- ・県庁5号館及び9号館については、内観、外観、位置図の写真を提示。

○他県施設の状況

- ・令和7年度に視察を行った、愛知県の「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」及び滋賀県の「滋賀県平和祈念館」を中心に説明。

【委員からの意見】

○移設先の比較検討（移設時期）

- ・令和8年度のうちにある程度具体的な方向性を検討いただき、令和9年度には具体的に移設するための手続きが進むよう、県にお願いしたい。県の方針に基づいて、遺族会としても財産処分の早期着手も可能となる。
- ・令和9年度中の移設とのことだが、令和10年3月までにすべての資料を移すということか。

→ 遺族会としては、令和 9 年度に移設に係る整備を行い、令和 10 年度の半ばまでに展示物の移設まで行えたらと考えている。

- ・ 移設時期については、令和 9 年度に移設整備を行い、令和 10 年度に展示物移設完了のスケジュールで検討するよう、県に対して意見を出すことに決定。

○移設先について

- ・ 県庁 5 号館は象徴的な施設であり、活用方法として歴史的展示というのはよい方法だと思っている。ただ、展示室における資料保護という観点では、窓から入る太陽光への対策が一番の問題点と考えている。
- ・ 県庁 9 号館はエレベーターもなくバリアフリーの面からも利用しづらいと思われるが、1 階フロアは展示室として活用しやすい印象を持っている。
- ・ 県庁 5 号館は現在どのような用途で使用されているのか。
 - 1 階部分は多目的ホールとして主に式典等で使用されている。2 階部分は会議室として使用されている。
- ・ 現在展示している資料を移設するだけではコンセプトを網羅できないのではないかと。広さや展示方法にもよるが、展示する資料についても整える必要があるように思える。
- ・ 展示室の具体的な広さは。
 - 県庁 5 号館 1 階の多目的ホールが約 250 m²、9 号館 1 階スペースは約 114 m²となっている。県庁 5 号館については、災害時の一時避難場所としての役割があるため、活用の際は調整が必要になると考える。
 - 現在の平和祈念資料展示室の展示スペースの広さは約 60 m²である。
- ・ 民間施設と新設という 2 つの方向性について、予算や維持管理の課題が発生するということで、県有施設を利用させていただくことが将来にわたって維持管理できる方法なのだろうと思う。
- ・ 博物館が候補地として挙げられているが、コンセプトの違いや展示スペースの関係から厳しいと考えている。
- ・ 県庁 5 号館については、バス乗り入れの問題も解決されることから、多くの来場者に見学いただき、平和学習の場として発展させることができるのではないかと。動線を考えて展示すれば、有事の際の一時避難場所という特性も確保しつつ利用できるのではないかと考えている。

○他県施設の状況について

- ・愛知の資料館は古い建物を使用しているが、太陽光などが見学の中で問題になっていないのか。
 - 基本的に太陽光は当たらない形で展示されている。遮光カーテンなどで光が遮られているため太陽光は感じなかった。
- ・太陽光については、遮光カーテンのほか、遮光フィルムを使用する方法もあるため、本県の施設でも活用可能と思われる。
- ・収蔵スペースの問題は必ず出てくると思われるが、愛知県や滋賀県ではどのような資料収蔵を行っていたか。
 - 愛知県は、敷地外の建物の2階部分に収蔵庫を確保しており、温湿度の管理を毎日行っていた。滋賀県は、資料館の中に5つの収蔵庫を備えていた。しかしながら、どちらも収蔵スペース不足を懸念されている印象を受けた。
- ・展示室の温湿度管理はされていたか。
 - 確認はできていないが、おそらく管理されていると思われる。

- ・移設に関するスケジュールや移設先については、今回幅広く提案されていることから、本日の意見を踏まえ、事務局に移設先のメリット及びデメリットを再度整理いただき、次回の委員会では内容を絞った議論を行うことを全会一致で決定。

(5) その他

【委員からの意見】

- ・展示資料だけでなく、収蔵されている資料の保管（収蔵庫）のあり方についても、次回の論点に加えるべき。
- ・遺品収集についての今後の見通しを教えてほしい。
 - 今後、さらに遺品整理等で寄贈が増える可能性がある。遺品を受け入れる際のルールの整備も必要と考えている。
- ・移設後の展示室を博物館法上の「登録博物館」「博物館相当施設」「博物館類似施設」のどこに位置づけるのか。「博物館類似施設」に当たると思うが、その場合の資料の管理や条件を踏まえたうえで、今後の資料収集や管理も検討する必要があると考えている。

(6) 事務連絡

下記について事務局より事務連絡を行った。

- ・ 第2回平和祈念資料展示室あり方検討委員会の開催時期について
- ・ 議事内容の公開について

(7) 閉会

事務局が閉会を宣言した。